

京都府森林の適正な管理に関する条例

所管課：森の保全推進課
(平成 27 年度～)

京都府は森林が全面積の 74%を占め、そのうち、国有林を除いた民有林が 98%を占めています。災害を防ぐ上で、この民有林を適切に管理することが重要です。

本条例は、森林の安全度をいっそう高め、府民の皆様の生命・身体を守るために、森林を所有する方々にも森林の管理責任を自覚し、その責任を果たしていただくことを目的としています。

■ 概要

- ①森林所有者等の責務
- ②府民の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある森林の指定（要適正管理森林）とその管理
- ③要適正管理森林に災害のおそれがある場合の知事の勧告・命令について定めています。

一方で、京都府は森林所有者の方々が行う森林管理を支援すること等についても規定しています。

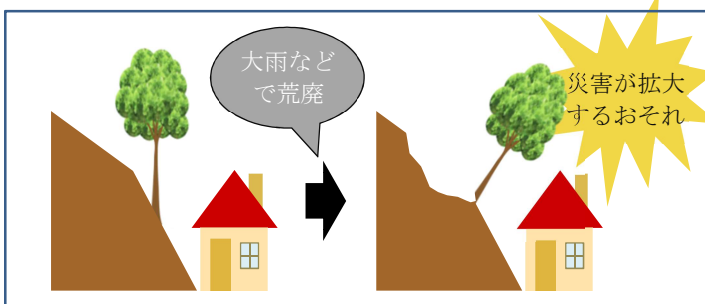
○ 森林所有者等の責務の明確化

- ◆ 所有・占有する森林が荒廃により災害の原因となることがないように、森林を適正に管理
- ◆ 府や市町村が実施する施策への協力
- ◆ 森林に関する権利関係を正確に登記簿に記載

○ 「要適正管理森林」の指定と管理

- ◆ 森林の中でも傾斜がきつく、下方に人家等がある森林については、大雨などで荒廃した場合に放置すると二次災害により災害が拡大することが心配されるため、要適正管理森林として指定
- ◆ 要適正管理森林の所有者等は、このような二次災害が発生しないように、森林を適正に管理

<要適正管理森林制度のイメージ>



指定

要適正管理森林

【平常時】

所有者等の防災の努力義務

災害の原因にならないように森林を適正に管理

【災害の蓋然性が高まったとき】

勧告・命令

※命令に違反した場合：50 万円以下の罰金

森林法に基づく保安林の指定等に係る手続に関する条例

所管課：森の保全推進課
(平成 27 年度～)

保安林は、水源のかん養、山地災害の防止、地球環境の保全等の公益機能を有しており、府民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与していますが、その指定が私権に重大な影響を及ぼすことに鑑み、その指定手続に関し、森林所有者との調整や森林所有者が分からない場合等の手続について定めました。

■ 概要

○ 森林所有者との調整

保安林の指定等を行う場合においては、あらかじめ、当該森林の森林所有者に対し、当該保安林の指定等の内容を説明し、その同意の取得を得るものとします。

○ 森林所有者が分からない場合等の手続

次の場合においては、京都府森林審議会の意見を聴き、公聴会を開催した上で、森林所有者の同意を得ることなく、保安林の指定等を行うことができるものとします。

- ①森林所有者が知れない場合
- ②森林所有者の所在が不分明な場合
- ③防災工事を行う必要があると認められる場合で、森林所有者が保安林の指定等に同意しないとき